

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月 6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第71号

#### 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（証紙による収入の方法以外の方法）</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条ただし書の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>（1） 出納員が管理する口座へ振り込まれた現金により収入する方法</u></p> <p><u>（2） 納入通知書に添えて納付される現金又は証券（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項各号に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。次号において同じ。）により収入する方法</u></p> <p><u>（3） 書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより送付された現金又は証券により収入する方法</u></p> <p>（証紙の消印）</p> <p>第5条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課（課に相当するものを含む。）の長（<u>警察本部運転免許課にあっては、警察本部長が別に定める者。</u>以下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務所にあっては各局の課長、<u>警察署にあっては警察本部長が別に定める者。</u>以下同じ。）は、はり付けられた証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印しなければならない。</p>	<p>（証紙の消印）</p> <p>第5条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課（課に相当するものを含む。）の長（以下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務所にあっては、<u>各局の課長。</u>以下同じ。）は、はり付けられた証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印しなければならない。</p>

(収入状況の報告)

第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入(条例第2条ただし書の規定により証紙の方法以外の方法により収入した歳入を除く。次条において同じ。)については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、庶務集中局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長(以下「予算主務課長」という。)に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。

2 略

(証紙等の売りさばき手数料)

第13条 略

2 前項の売りさばき手数料は、地方自治法施行令第164条の規定に基づき、指定金融機関をして証紙又は始動票札の売りさばき代金から繰り替えて支払をさせるものとする。

様式第2号(第6条関係)その1

証紙徴収整理簿

部 課

(出納機関名)

略

備考 1～4 略

5 課長とあるのは、警察本部運転免許課にあっては、警察本部長が別に定める者とする。

6 出納機関の長とあるのは、総合事務所にあっては各局の課長、警察署にあっては警察本部長が別に定める者とする。

(収入状況の報告)

第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、庶務集中局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長(以下「予算主務課長」という。)に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。

2 略

(証紙等の売りさばき手数料)

第13条 略

2 前項の売りさばき手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条の規定に基づき、指定金融機関をして証紙又は始動票札の売りさばき代金から繰り替えて支払をさせるものとする。

様式第2号(第6条関係)その1

証紙徴収整理簿

部 課

(出納機関名)

略

備考 1～4 略

5 総合事務所にあっては、出納機関の長とあるのは、局の課長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。